

道州制特別区域推進会議について（案）

〔平成 19 年 1 月 29 日〕
道州制特別区域推進本部長決定

1. 道州制特別区域推進本部令（平成 19 年政令第 12 号）第 3 条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連絡の下、道州制特別区域推進本部における道州制特別区域基本方針の案の作成、同基本方針に基づく施策の実施の推進、広域行政の推進の評価並びに、広域行政の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に資することを目的として、道州制特別区域推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
2. 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、道州制特別区域推進本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官補
副議長	内閣官房内閣審議官
	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
構成員	内閣官房構造改革特区推進室長
	内閣官房地域再生推進室長
	内閣府大臣官房長
	警察庁長官官房長
	金融庁総務企画局総括審議官
	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房長
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長
	国土交通省大臣官房長
	環境省大臣官房長
	防衛省大臣官房長
オブザーバー	北海道副知事
	全国知事会事務総長
3. 推進会議に幹事会を置く。幹事会は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者によって構成する。
4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
5. 推進会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

道州制特別区域推進会議 幹事会

議長
構成員

内閣官房内閣審議官
内閣官房内閣参事官
内閣官房構造改革特区推進室参事官
内閣官房地域再生推進室参事官
内閣府大臣官房企画調整課長
警察庁長官官房参事官
金融庁総務企画局政策課長
総務省大臣官房企画課長
法務省大臣官房秘書課長
外務省大臣官房総務課長
財務省大臣官房企画官
文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室長
厚生労働省参事官（社会保障担当）
農林水産省大臣官房地方課長
経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課長
国土交通省大臣官房総務課長
環境省大臣官房政策評価広報課長
防衛省大臣官房地方調整官
オブザーバー
北海道企画振興部長
全国知事会調査第一部長